

乙部町新型インフルエンザ等対策行動計画 《概要版》

《計画策定の背景》

特措法第 8 条に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものとして、平成 27 年 10 月に『乙部町新型インフルエンザ等対策行動計画』（以下「町行動計画」という。）を策定した。

今般、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとして、政府行動計画（令和 6 年 7 月改定）や道行動計画（令和 7 年 3 月改定）の改定を受け、本町においても、次の感染症危機に備えるため、令和 7 年 3 月を目途に町行動計画を改定します。

《町行動計画の目的》

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護
- ② 町民生活および経済活動に及ぼす影響の最小化

《主な改正内容》

① 平時の備えの整理や拡充

国や道、関係機関等と連携し、平時から実効性のある訓練等を実施し、点検や改善を行う

② 有事のシナリオの再整理

新型インフルエンザ・新型コロナ外の呼吸器感染症も念頭に、中長期にわたる複数回の波が来ることも想定して対策を整理

③ 対応時期の区分けに応じた対策の充実

対策時期を 3 期「準備期」「初動期」「対応期」に分類し、対応期について幅広いシナリオに対応できるよう区分

④ 対策項目の充実

町行動計画を 7 項目に整理し拡充

《対策推進のための役割分担》

- (1) 国の役割・・・ 態勢整備および政府対策本部における基本的対処方針の決定と対策の推進
- (2) 道の役割・・・ 平時において病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣に関する医療措置協定等医療提供体制の整備。医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養などの対応について計画的な準備を行う。
- (3) 町の役割・・・ 住民に対するワクチンの接種、生活支援、要配慮者への支援等。
- (4) 医療機関・・・ 道との医療措置協定の締結、院内感染症対策、業務継続計画の策定や地域の関係機関との連携。発生時には、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- (5) 住民の役割・・・ 発生前から発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、平素から健康管理や基本的な感染症対策を実践する。個人レベルにおいてもマスク等の衛生用品、食品や生活必需品の備蓄を行うように努める。

【発生段階ごとの対策の概要】

※状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう予め発生の各段階において想定される状況に応じた方針を示したものです。新型インフルエンザ等発生時には各段階における必要な施策を柔軟に選択し実施します。

| 発生段階 | | 準備期 | 初期 | 対応期 |
|-----------------------------|--|---|---|---|
| 国内外的な新型インフルエンザ等の発生情報を検知するまで | | 国内外的な新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備 | 国内外的な新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで | 国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期 |
| 主要7項目 | 各項目の主な施策 | | | |
| 1. 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関・庁内各課等と連携し、一体となった取組みを推進 特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは速やかに町対策本部を設置 | <ul style="list-style-type: none"> 行動計画策定・見直し 維持すべき業務の継続を図るため、基本方針に基づき優先業務を実施 専門人材等の養成 初期対応体制の確立や関係機関との連携・情報交換等 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進める 国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言⇒町新型インフルエンザ等対策本部設置 職員の派遣・応援への対応 道による総合調整に係る意見の申出（必要時） 緊急事態解除宣言⇒町対策本部の廃止 必要に応じ町行動計画の見直し |
| 2. 情報提供共有 双方向コミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 医療、事業者、町民の各々が役割を認識し、適切な行動をとるための情報共有 迅速かつ分かりやすい情報の提供 具体的な情報提供及び相談窓口等の体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> 町民への感染症に関する情報提供・共有（双方向コミュニケーション（町民と情報を共有してリスクに関するコミュニケーション）ができる体制整備を進める 患者等の健康観察及び生活支援への協力 相談窓口等の設置準備 | <ul style="list-style-type: none"> 町民に対して必要な情報提供・共有、双方向コミュニケーション（発生状況や感染防止対策の全体像、偏見・差別、偽・誤情報等の啓発、個人レベルでの感染予防対策、感染拡大防止策等についての情報提供）を行う 患者等の健康観察及び生活支援への協力 相談窓口等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 初動期の対応を継続 双方向コミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化。 科学的根拠等に基づく説明（対策の変更点等の情報提供・共有） 相談窓口等の設置、強化 |
| 3. まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> 特措法による、まん延防止等重点措置・緊急事態措置の適用による対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 発生時の対策強化に向けた町民や関係機関への理解や準備の促進（基本的な感染対策の普及（換気・手洗い・咳エチケット等、感染時の対応についての理解促進） 道及び医療関係団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 町内でのまん延防止対策の準備 業務継続の基本指針に基づく対応の準備 | <ul style="list-style-type: none"> 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> 外出自粛や都道府県間の移動自粛要にかかる周知 基本的な感染対策や時差出勤、オンライン会議等の活用 事業者や学校等に対する要請に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の変更や休業要請 施設（学校や多数の者が利用する施設）の使用制限 学校や保育施設における臨時休業等の要請 その他の事業者に対する要請に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> 職場等での感染対策 有症状者の健康管理、受診、こどもの臨時休業等に対する配慮 |
| 4. ワクチン 新規 | <ul style="list-style-type: none"> 特定接種（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等のワクチン接種）の実施 住民接種の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備・実施 住民接種の体制構築（接種に必要な人員体制の確保、会場、資材の確保） | <ul style="list-style-type: none"> 特定接種・住民接種に向けて接種体制の構築（医療従事者、資材等の確保） 住民接種の準備・実施（全庁的な実施体制、人員の確保、地域入所施設等との調整、臨時接種会場の運営方法の検討、接種の副反応への救急対応体制等） | <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの流通状況の把握、割当調整。 特定接種の実施 住民接種の実施 接種体制の拡充 接種記録の管理 健康被害救済 接種に関する情報提供（日程、会場、健康被害制度等の周知） |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| <p>5. 保健 新規</p> | <ul style="list-style-type: none"> 江差保健所との連携体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 江差保健所との連携を図り、食事の提供等や宿泊施設等の確保について有事を想定した体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 有事体制への移行準備 | <ul style="list-style-type: none"> 有事体制への移行 <ul style="list-style-type: none"> 健康観察および生活支援（食事提供やパルスオキシメーター等の物品の支給等）に対する協力 町民への情報提供、共有、コミュニケーション（理解しやすい内容や方法で、感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う） |
| <p>6. 物資 新規</p> | <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等および資材の確保、備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な物資・資材の備蓄、定期的に状況確認 消防機関における個人防護具についての必要な備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の確認 物資の配布、配置状況の確認 | |
| <p>7. 町民生活及び地域経済の安定の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> 支援の実施に係る仕組みの整備 町民生活、経済の安定の確保 火葬体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付交付等について、DX等仕組みの整備 必要な食料品や生活必需品等の備蓄 事業者や町民にマスクや衛生用品、生活必需品等の備蓄の推奨 要配慮者への支援の準備 火葬体制の構築（施設の把握、検討） | <ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備等の周知（従業員への健康管理、職場の感染拡大防止対策等の要請への協力） 生活関連物資等の安定共有に関する町民及び事業者への呼びかけ 遺体の火葬、安置 | <ul style="list-style-type: none"> 心身への影響に関する対応（外出自粛、孤独・孤立、フレイル、子どもの発達・発育等） 要配慮者への生活支援、搬送、死亡時の対応 学校の臨時休業の要請等に対する、学びの保障や居場所の確保等の必要な支援 生活関連物資等の価格の安定及び適切な供給への対応 休業要請等の影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の支援 水の安定的かつ適正な供給 火葬上の稼働 遺体安置施設の確保 埋火葬の特例に基づく手続きの実施 |

※緊急事態宣言：国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはその恐れがあると認められた時、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う。